び中等教育学校の後期課程」に改め、同号二中「市町村立小学校及び中学校」を「市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」に改め、同表第四十五号を削り、同表第四十六号中「185,065円」を「196,243円」に、「111,313円」を「72,892円」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第四十七号中「三分の一」を「〇・三」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十八号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第四十九号を同表第四十八号とし、同表第五十号中「前条第一項第一号の表五十一号」を「前条第一項第一号の表五十一号（同号一の表四及び同号六に係るものを除く。）」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第五十一号中「合計額」を「合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇．八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額」に改め、同号一の表以外の部分中「一般病床等の許可病床の数から」を「平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における」に、「〇・九」を「〇・六」に改め、同号一の表三の項中「〇・九」を「〇・六」に改め、同号を同項第三号イの表第五十号とし、同項第三号イの表第五十二号二中「四、六二六時間」を「四、六三二時間」に改め、同号を同表第五十一号とし、同表第五十三号中「当該助成の額（同一公的診療所等に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額又は当該算定した額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）を上限とする。）の合算額」を「の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）同一公的診療所等に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表中第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を第五十四号とし、同表第五十六号一中「十三・五パーセント」を「十三・一パーセント」に、「八・六パーセント」を「八・〇パーセント」に、「二百・七パーセント」を「百八十七・〇パーセント」に、「五十一・〇パーセント」を「四十五・八パーセント」に改め、同号二中「ただし、平成二十六年度」を「ただし、平成二十七年度」に、「八・六パーセント」を「八・〇パーセント」に、「又は平成二十六年度」を「又は平成二十七年度」に、「五十一・〇パーセント」を「四十五・八パーセント」に改め、同号を同表第五十五号とし、同表第五十七号中「複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業」を「統合水道」に改め、同表中第五十七号を第五十六号とし、第五十八号から第六十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表第六十四号中「当該額が負数となるときは、零とする。）」を削り、同号算式中「A－B×α＋C」を「（A－B×α）＋C（A－B×α が負数となるときは、零とする。）」に改め、同号算式の符号中「4,000円」を「3,490円」に、「複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業」を「統合水道」に改め、同号を同表第六十三号とし、同表中第六十五号を第六十四号とし、第六十六号を第六十五号とし、第六十七号を第六十六号とし、同表第六十八号中「小学校又は中学校」を「の小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程」に、「五、八五一、〇〇〇円」を「六、〇二九、〇〇〇円」に改め、同号を同表第六十七号とし、同表第六十九号を同表第六十八号とし、同号の次に次の四号を加える。

六十九　遠距離通学対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×161,200円＋B×294,300円

算式の符号

A　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程における遠距離通学児童のうち特別支付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

B　市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇．八を乗じて得た額

平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウンとして登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇．五を乗じて得た額とする。

七十　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。

七十一　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。

ＪＥＴプログラムコーディネーターの活用に要する経費として総務大臣が調査した額に〇．五を乗じて得た額とする。

七十二　保育士修学資金貸付等事業等に要する経費があること。

保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇．八を乗じて得た額とする。

第三条第一項第三号ロの表第四号を次のように改める。

四　ケーブルテレビ又はコミュニティ放送による公共情報サービスに要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費の額に〇．五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

二　コミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村（当該公共情報番組の放送について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放送に要した経費の額に〇．五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

第三条第一項第三号ロの表第五号三中「〇・〇九六」を「〇・〇八〇」に改め、同表第八号中「、小学校又は中学校」を「、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程」に改め、同号算式中「A×91,000円」を「A×75,000円」に、「B×75,000円」を「B×128,000円」に、「22,000円」を「20,000円」に改め、同号算式の符号中「小学校又は中学校」を「小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程」に改め、同表第十一号算式中「A×75,000円」を「A×161,200円」に、「B×128,000円」を「B×294,300円」に改め、同表第十二号中「、第五十三号及び第五十七号」を「、第四十二号、第四十七号から第四十九号まで、第五十一号、第五十二号及び第五十六号」に改め、同号イの表中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第五十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項第三号イ中「第四十三号、第四十八号から第五十号まで、第五十二号、第五十三号及び第五十七号」を「第四十二号、第四十七号から第四十九号まで、第五十一号、第五十二号及び第五十六号」に改め、同号イの表中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第五十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第三条中「第六十七号」を「第六十六号」に改める。

附則第四条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第一号算式の符号Ａ中「40,000円」を「39,000円」に改め、同号算式の符号Ｂ中「58,000円」を「60,000円」に改め、同号算式の符号Ｄ中「40,000円」を「44,000円」に改め、同項第六号中「（平成二十六年法律第七十八号）」を削り、「一、七六四円」を「一、六〇〇円」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「（平成二十七年度においては、平成二十七年一月一日から十二月三十一日までの間に支払われたものに限る。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。